



高橋 浩之 議員

問 町が進めている支援住宅政策は、移住地に大きな偏りがみられる。町内にUターンされる町民の方が、自宅の改修などを行う場合でも支援が必要ではないか。

答 自宅を改修する場合の支援制度は特に設けていない。現在は住みたい住宅応援条例や街なみ景観条例などの制度活用を進めたい。

問 湯原地区にある教員住宅は3部屋の空きがあるので、教員以外の方も住むことができるよう制度の見直しをすべきではないか。

答 湯原の教員住宅は築32年が経過し、老朽化がみられ大規模な改修工事を行っているが、毎年、冬期間に給排水管の凍結が発生している。現在、瀬見原地区の教員住宅で足りていることから、解体を検討している。

問 現在、管理人として現場職員が住んでいるので、しっかり改修して災害支援住宅として空き部屋を有効活用すべきでないか。

問 柔軟な住宅政策で人口増加対策を

答 現条例による支援制度活用を進めたい

問 指名業者に偏りがあるのでは

答 町の登録業者から厳正公平に選定している

問 入札において業者から「参考見積り」を取った際は、その業者は入札指名業者から外すべきではないか。

答 参考見積りは2社以上から取り、担当者が点検して設計している。地域の維持管理を担う建設業者が不足している場合は、見積り業者も入札に加えている。

問 現在、町には土木建築の専門職がない。採用が難しいなら一般職員を土木などに勉強派遣などの方法もあるのではないか。

答 県の建設センター（社団法人）で必要に応じた様々な助言や、入札関係、単価の構成などの指導を受けている。

問 協力業者は県外ではなく県内の多数の業者にも協力を依頼して入札参加してもらえらる方策も考えられないか。

答 町からあえて参加を呼び掛ける事はしない。

答 住宅改修を行い再度活用することが本来に良いのかしっかりと調べることも必要だが、改修しても入居者がいないと老朽化が進む。被災者住宅については、高齢者生活福祉センター内に7部屋の空きがあるので、そちらの利用を考えている。

問 湯原地区の教員住宅を解体した場合、跡地の利用計画は。

答 更地にした場合は担い手支援住宅地として募集したい。

まだ決定しているわけではないが、新たな試みとして考えていく。

問 今回、いろいろな方々に利用された湯原地区の「お試し住宅」が解体されるのは残念だが、各地区にもこのような住宅があれば地区の活性化にもつながるのではないか。

問 工事の内容にもよるが、落札業者の偏りを改善するため、前回の落札業者は指名から外すことも必要ではないか。

答 前回の落札業者を外していけば遠距離の指名業者が多くなり入札辞退も増える。

入札が不調になれば行政として仕事が進まなくなるので、町として入札の透明性、公平性が発揮できる環境を作っていく。

問 昨今、公共工事に関する様々な事件が報道されている。

町の工事落札率はけっして低くはないと思うが、職員に対する注意や防止対策は。

答 月2回の課長会議でも副町長から注意喚起を行なっている。特に工事担当課には注意、指導して入札執行されている。

答 湯原のお試し住宅は地区から転出した方が町に寄付した住宅で、既に10年が過ぎ老朽化が進み解体する。ほかにも物件があればしっかりと調査して判断したい。



▲湯原地区・教員住宅

【自己チェック】 各地区から住民が減っていくことは大変重大な課題と考える。

今回の一般質問では核心を突くまでには至らなかったが、移住定住政策の中にUターン支援政策なども加え、持続可能なまちづくりによりしっかりと取り組むべきとの思いが残った。



【自己チェック】

以前も指名競争入札の件で質問したが、今回もまったく変わらない答弁でした。今後、も調査研究して監視して行きたい。



渡部 英幸 議員